

## VIII. 取得財産等の保有義務と財産処分等の手続きについて

### 1. 保有義務期間について

- ・補助金の交付を受けて設置された充電設備または課金装置は設置完了後においても、善良な管理者の注意をもって継続的に管理されなければなりません。
- ・取得財産等の保有義務期間は設置完了した日から5年です。
- ・補助金の交付を受けた方は、法令を遵守し、その効率的運用を図り、原則として5年間、保有管理してください。
- ・取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（様式11）を備えて管理し、その写しを実績報告書提出時に提出してください。取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（様式11）に記入する取得財産等は、充電設備または課金装置および取得価格が50万円以上の付帯設備等が対象となります。
- ・「取得財産等の保有義務期間」に保有が困難になった場合、またはやむを得ず処分を行う場合は、センターへ事前の届出が必要であり、また原則として補助金の返納が必要となります。

### 2. 財産処分について

- ・取得財産等を、センターが規定した期間内に処分しようとする場合には、事前に財産処分承認申請書（様式22）を必ず提出してください。（取得価格が単価50万円以上のものが対象です。）
- ・取得財産等の処分を制限する期間は設置完了した日から5年です。

### 3. 各手続について

(1) 取得財産等の保有義務期間と処分を制限する期間（設置完了日からとする）

事業の種類	対象となる取得財産	保有義務期間	取得財産等の処分を制限する期間
1. 高速道路SA・PA及び道の駅等への充電設備設置事業（経路充電）	充電設備 および 付帯設備等		5年
2. 商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業（目的地充電）			
3. マンション及び事務所・工場等への充電設備設置事業（基礎充電）			
4. 課金装置設置事業	課金装置		

※実績報告書に添付して提出された取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（様式11）の写しに記載の充電設備および取得価格が50万円以上の付帯設備等が対象となります。

(2) 取得財産等の処分に該当する行為

本補助金の事業の目的<sup>(注1)</sup>に反する以下の行為は、取得財産等の処分に該当します。

- ・ 使用
- ・ 譲渡
- ・ 交換
- ・ 貸付
- ・ 廃棄
- ・ 担保に供すること

注1：本補助金の事業の目的は、「I. 1. 事業の目的」を参照ください。

(3) 処分をする場合の手続と注意事項

<p>①手続</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 処分をする前にセンターに財産処分承認申請書（様式22）を提出してください。</li> <li>・ センターが上記内容を判断し承認する場合には、財産処分承認通知書（様式23）をもって通知します。</li> </ul>
<p>②補助金の扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保有義務期間や処分の事由等によって、センターが指示する金額の補助金を指定する期限までに返納しなければなりません。</li> <li>・ 期限までに返納しない場合は、延滞金が発生しますので注意してください。</li> <li>・ 補助金の返納が完了するまで、新しい補助金の公募申請はできません。</li> <li>・ 取得財産等を処分することによって、収入があるとセンターが判断する場合は、その収入の全部または一部の納付を求めることがあります。</li> </ul>
<p>③承認を得ずに処分した場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保有義務期間または処分制限期間内に、取得財産等の処分を行ったことが判明した場合は、交付された補助金の全額の返納を求めることがあります。</li> <li>・ 上記の場合は、補助金を受領した日から返納の日までの日数に応じて加算金の納付も併せて求めることがあります。</li> </ul>

(4) センターが保有義務違反と認める処分

- ①充電設備または課金装置や同設備の設置に関し、安全上や法規上の問題が発生し取得財産等の撤去などが求められた場合。
- ②リース契約期間が保有義務期間を満たしていないことが判明した場合（リース事業者がその満たない期間保有し続けることを誓約した場合はこの限りではない。）
- ③その他センターが充電設備および課金装置の普及の促進に違反すると認めた場合。

(5) センターが財産処分手続により返納不要と認める処分

- ①取得財産等の処分が本人の責めに帰さないやむを得ない事由によるもの
  - i 天災または過失のない事故等により補助対象充電設備等使用不可能となり廃棄処分をした場合。
  - ii その他センターが特に認める場合。
- ②次に掲げる処分  
 (譲渡の場合にあっては、譲受人が取得財産等を処分制限期間中に新たな財産処分を行う場合は、あらかじめ財産処分にかかるセンターの承認を譲受人自身が得ることについて合意がある場合に限ります。)
- i 住宅および建築物等に充電設備または課金装置が設置された場合における、当該住宅および建築物等の譲渡と併せて行われる当該充電設備等の譲渡。<sup>(注2)</sup>
- ii 申請者が所有していない土地に充電設備または課金装置が設置される場合において、当該土地所有者の意向による土地の利用用途の変更に伴う当該充電設備または課金装置の処分であって、処分後も引き続き当該充電設備または課金装置が本補助目的の達成を図るために利用されるものとしてセンターが認めるもの。
- iii その他センターが充電設備および課金装置の普及の促進に特に必要と認める処分。

注2：新築の分譲マンション等が、竣工後に充電設備等の所有者である建設会社等から変更する場合や、既存の住宅および建築物の売買契約における所有者の変更等が、該当します。センターに財産処分承認申請書（様式22）を提出して、センターの指示を受けてください。

(6) センターが財産処分手続不要と認める処分

①次に掲げる処分

(貸し付けの場合にあっては、補助金の交付を受けた方が、充電設備等の所有権を留保する場合があります。)

- i 充電設備等設置後に本補助金の目的の達成を図るために行われる、充電インフラネットワーク会社等への利用権の許諾。
- ii 充電設備等の塗装等による広告目的使用。ただし、センターが承認した充電設備等の機能を低下させたり、外見を著しく阻害させたりしないこと。
- iii その他センターが充電設備等の普及の促進に特に必要と認める処分。

②上記の場合は、**取得財産等届出書(様式21)**を提出する必要があります。<sup>(注3)</sup>

注3：提出するにあたっての添付書類(該当の契約書、仕様書や写真など)は、処分内容により異なりますので、センターの指示を受けてください。